

平成 23 年 7 月 5 日

原発事故の収束及び再発防止担当大臣の設置に伴う体制の見直し (原子力災害対策本部長決定)

原発事故の収束及び再発防止担当大臣の設置に伴い、原子力災害対策本部内の体制の見直しを行う。

1. 事務総長の設置

原子力災害対策本部強化の一環として、原発事故の収束及び再発防止担当大臣を、原子力災害対策本部長を助け、関係省庁からなる事務局を指揮する役割を担う事務総長として指名する。

2. 原子力被災者生活支援チームの体制強化

原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、環境モニタリングの実施や、放射能汚染のおそれのある災害廃棄物の処理など、被災者支援と密接に関係する業務を担当する。このため、同大臣をチームの共同チーム長に任命する。